

第4回桜井市地域ブランド認定推進委員会 会議録（要約）

開催日時	平成27年6月17日（水） 午後3時～5時15分
場 所	桜井市役所分庁舎 1階 入札室
出席者	<p>（委員）</p> <p>堀井良殷氏（（財）大阪21世紀協会理事長）、ト部能尚氏（桜井市商工会）、林勤氏（桜井市観光協会）、仲出浩嗣氏（奈良県農業協同組合）【代理出席】、谷奥忠嗣氏（桜井木材協同組合）、岩城啓子氏（畿央大学）、渡邊寛之氏（奈良県中部農林振興事務所）、テリー植田氏</p> <p>（事務局）</p> <p>清水孝夫（まちづくり部長）、西川昌秀（まちづくり部次長）、青木浩之（観光まちづくり課長）、山内篤生（観光まちづくり課まちづくり戦略係長）</p>
取材及び傍聴	なし
司会	ただ今より第4回ブランド認定推進委員会を開催する。ご多忙の中ご出席を賜り感謝する。最初に、本日、奈良県農業協同組合の福住委員様の代理でご出席の仲出様をご紹介します。
仲出代理	代理出席させていただきます。
司会	麻生委員が御欠席、並びに岩城委員はまもなく到着される。議事進行を委員長にお願いしたい。
堀井委員長	お暑い中ご出席賜り感謝する。前回会議録について、ご意見があればと思う。事務局より説明はあるのか。
事務局	前回分を皆様方に郵送でお届けしご確認をいただいたと思うが、事前に堀井委員長様からの訂正をお聞きしているがそれ以外に新たに何かあればお聞きしたい。前回堀井委員長からもあったように原則ホームページに公開するのでご確認をお願いしたい。
堀井委員長	私も自分の発言を中心に確認したが、委員の皆さまもご自分の発言を中心に再度確認していただきたい。すでに確認済みなら結構だし、まだならチェックして、本日中に事務局まで連絡をお願いしたい。それでは、資料1-2について説明願う。
事務局	前回、キャッチコピーロゴマークを検討した際に出された意見を一覧にまとめた。一覧の下線部分に注目して、業者や事務局で作成したものが資料2である。1枚目は、桜井市の市章をあしらったものと、2枚目が市のマスコットキャラクターを使ったものである。前回、市章の色をエンジではなくピンクに、また、背景に色をとる意見がだされたので1枚目に示している。また、市章のかわりにひみこちゃんをあしらった方がいいという意見があったので2枚目にお示ししている。本日、ご議論いただき一番いいものをお決めいただければと思う。

堀井委員長	本日決定するということか。
事務局	ご決定いただきたい。もう1点、A3の資料をつけているが、(1・2枚目の資料は、)ロゴをかなり大きくしているのので、商品にシールとして実物を貼るとどのように見えるかを判断する資料として付けている。実際、商品に貼られて陳列されているイメージを持って選んでいただきたい。
堀井委員長	三輪そうめんの三つ鳥居の横に大和さくらいブランドのシールを横に貼るということか？
事務局	GIマークと共に貼ることになると思っている。三輪素麺のようなものであれば、登録商標もあわせて貼るスペースがあるが、ペットボトルや資料で示したのになるとマークが小さくなる。そういったこともお決めいただくときには考慮いただきたい。認定品に募集してもらいたい候補としてあげているお醤油で実際に売られている一番小さいビンをお持ちしたが、実際に貼るところを見つけるのが困難である。ビンの中ほど(首の部分)くらいしかないのではないかと、また、商品などによって、(シールの)大きさなどを変えていく必要があるのではないかと事務局では考えているのでこの点についてもあわせてお考えいただきたい。
ト部副委員長	(認定品の)大きいものも小さいものも(シールは)同じ形にするのか。
事務局	シールの大きさは、柔軟に考えた方がいいと思っている。シールの貼付については、要綱の第12条の中で、「認定を受けたものであることを表示することができる」と規定しており、必ず付けなければならないというものではないが、もし付けるなら大きさや形状など考慮する必要はあると思う。
堀井委員長	付けたいと思うかどうか重要だ
林委員	今日はシールを持ってきていないが、参考までに、奈良県が15年ほど前に、県推奨の商品にシールをつくった。このシールは直径2センチの円の中に奈良県物産推奨の証と書かれたシールを2,000円で買った。その当時、農協で笠のそばが出ていたので、まずは桜井市としてそばを推奨してシールをもらった経緯がある。2センチくらいの丸のなかに奈良県物産推奨の証と書かれ、銀色だったと記憶している。今度は、市章を入れるということなので、それくらいの大きさのシールをつくれれば良いと思う。
堀井委員長	市章を入れると決まったわけではなく、ひみこちゃんの可能性もある。
林委員	資料の素麺は、会長が製造しているそうめんか。
事務局	そうである。
林委員	パッケージなど、独自に工夫されている。三輪そうめんのマーク問題は、いろいろと議論されているが、三輪素麺工業協同組合が何かするというものがないと、ばらばらになってしまうので、この際、私たちが音頭をとって、ブランドにしていくということになればいいと思う。今後、うまく調整していかなければ難しいと思う。

堀井委員長	(ロゴマークについて) 事務局としては、市章でやりたいということだが、悪くは無いが、何かインパクトがない。インパクトのあるものが良い。シンプルではあるがインパクトがない。
渡邊委員	こちら来る前、所員にも聞いてみたが、インパクトという面ではひみこちゃんの方が良いという意見だった。
堀井委員長	まずこの(市章の)マークが桜井の人しか分からない。桜井市域以外の人には何か分からない。
渡邊委員	ひみこちゃんも資料に示された以外のポーズがあって、紹介する形のものもある。足が上がったポーズで無い方がいいと思う。
仲出代理	ひみこちゃんは、どんなポーズでもつくれるのか。
事務局	お願いすれば可能である。
渡邊委員	両手を広げているポーズが良いと思う。
岩城委員	封筒に印刷されたものと本日の資料とは、ひみこちゃんの色が違うが。
事務局	封筒は2色刷りであり、シールは資料と同じカラー刷りにする予定である。
岩城委員	カラー刷りにすると価格は高くなるのか。
事務局	2色刷りよりは高くなると思う。
仲出代理	市章だけだと味気ないと思う。
岩城委員	ひみこちゃんをせっかく作っているので、もう少しひみこちゃんでおした方がいいと思う。前回の会議で、示されたマークの上に「大和さくらいブランド」したに「さくらいいもの」と書かれており、「さくらい」が両方にあるので上を「大和さくらいいもん」にして、下に「ひみこちゃん」を入れたらどうか。
渡邊委員	「さくらいいもの」は「い」をわざと削っているのだろうが、初めて見る人は、鋳物とってしまうかもしれない。
林委員	このひみこちゃんは、等身大か。この大きさのままシールにするのか。
事務局	このひみこちゃんの案を採用されるのであれば、この図柄のまま縮小される。
林委員	15年前に貼ったシールは、四角と丸がある。四角いシールはうまく貼れない。丸のシールにするとうまく貼れる。形によって次の(貼る)作業が変わってくる。貼ったとききれいなのは丸である。 ひみこちゃんを丸の中に入れて、その周辺に桜井市のブランドであるという文字を入れるというのが1つの案である。四角だと10枚のうち2枚ほど失敗する。作業のことも加味して決めていただければと思う。 「大和さくらいブランド」「さくらいいもの」「推奨品」を入れて丸で囲めば、ひみこちゃんが生きてくると思う。
堀井委員長	林委員がおっしゃるのは、字を丸で囲めということか。

林委員	そうである。今の資料見本だと四角しかできない。
堀井委員長	文字にカーブをもたせて丸に入れるということが良いと思う。
谷奥委員	賛成である。
林委員	今まで貼った経験から丸が良いと思う。商品に印刷できればいいが、貼ることになると思うので。参考資料の和歌山県の商品が印刷でなくシールならかなりきれいに貼っていると思う。
堀井委員長	岩城委員がおっしゃたのは、「さくらしいもの」を上を持っていくということか。
岩城委員	「さくらしい」という文字が、上下にあるというのは、桜井を強調するためか。さくらしいばかりになっているので、上に「大和さくらしいもん」にしたらどうか。
堀井委員長	経緯からいうと、まずブランド名を決めてしまっている。それが「大和さくらしいブランド」にしようとしたので、こちらの変更はできない。変えるとするなら、「さくらしいもの（ん）」を変えることになる。
岩城委員	それならいい。ただひみこちゃんを入れたほうがいい。
谷奥委員	おっしゃるとおり、賛成である。
テリー委員	あまり行数が多くなるとなにかわからなくなるが、大胆にいくなら「さくらしいもの」をなくしてしまって「ひみこちゃん」でいくというのものもある。
谷奥委員	反対のほうがいいのではないか。「さくらしいもの」を大きくするというのは。そして下に「大和さくらしいブランド」とするのは。市章の問題についてもひみこちゃんにからめてみるというのはどうか。著作権の問題があるのか。
事務局	その通りである。
ト部副委員長	一度ブランド名を決めたので変えられないということだが、固定するのか。「さくらしいもの」や「ひみこちゃん」とするのはどうか。
堀井委員長	いや、皆さん全員一致ならひっくり返していただいてもよい。
ト部副委員長	岩城委員、そういうことでよろしいか。
岩城委員	いえ、「さくらしいもの」や「ひみこちゃん」が上にくれば、「大和さくらしいブランド」を下にしてもいいと思う。
谷奥委員	同意見である。「なにかな？」と目がいくのが、「さくらしいもの」ではないだろうか。
林委員	ぱっと見て、ああ、と思えるような字にならないか。
事務局	一点よろしいか。ここにあるお茶の赤いマークで2センチ程度である。ここにそれだけの字を入れたときにわかるかどうか、ということがある。
林委員	奈良県で作った時は全部漢字だった。奈良県推奨品ということで字数は多かったが。
事務局	林委員がおっしゃるのは、この円の中に字を入れるというイメージか。
林委員	そうである。円の中にひみこちゃんを入れて、周りに字を書くというものだ。

谷奥委員	あまり字数が多くてもどうかと思う。ひみこちゃんの絵と「大和さくらいブランド」でもいいと思う。
岩城委員	ひみこちゃんが小さくても良いと思う。字の大きさがすべて同じでなくてもいいのではないかな。
谷奥委員	下にでも入れておいたらどうか。しかし2センチではかなり小さくなってしまう。
堀井委員長	「大和さくらいブランド」としてひみこちゃんを絵の中に入れてみてもらえないだろうか。小さくしたものも作ってもらえないか。
事務局	2センチ程度に縮小したものをご用意させていただくのでしばらくお待ち願いたい。
堀井委員長	「さくらいいもの」はいらないか。
谷奥委員	小さくなると読めなくなるのでいらないのではないかな。
堀井委員長	字数が多すぎると読みにくい。
谷奥委員	この「三重ブランド」もあっさりとしている。
渡邊委員	余談であるが、「大和さくらいブランド」と大和を付けたが、検索すると「桜井市」というのはこししかないようだ。「青葉茂れる桜井」が有名だとのことだったが、若い人たちはこれを知らない。単に「桜井市」を知らないだけで、楠木正成の桜井と混同するというのはあまりないと思う。
林委員	もうひとつは「大和市」がある。
渡邊委員	「大和市」は神奈川か。単に「桜井市」の知名度がないということかと思う。桜井市には求心力がない。伊勢参りの途中に位置し、木材産業の集積地であった。三輪や初瀬のほうが有名であったのかもしれない。
林委員	歴史の問題かと思う。桜井というより三輪や初瀬、もっといえば多武峰のほうが名が知られているのではないかな。
テリー委員	現在東京で、大東文化大学と和光大学で教えているが、「大和桜井」と聞いてそれが何県にあるか、と学生に聞いたところ、奈良県と答えた人はゼロだった。東京ではそんなものだ。
渡邊委員	仕方がないだろう。
テリー委員	学生のせいなのかどうかわからないが、ある程度、例えば万葉集などについて東京の学生が知っている率が思ったよりも少なく、やはり大和と桜井が結びついていないということを念頭に置いて取り組まなければならない。
林委員	まだ「いわれ」のほうが皆さんに知られているように思う。
渡邊委員	やはり今後総合的に宣伝していくしかないだろう。
谷奥委員	縮小したのを見ると、この円で2センチということか。
事務局	字を入れるならこの中に入れることになる。
堀井委員長	論点を整理すると、一つ目は市章にするかひみこちゃんにするか、というこ

	<p>と、二つ目はひみこちゃんにする場合、「さくらしいもの」をやめてひみこちゃんだけでいいのではないかということ、また、「さくらしいもの」を入れる場合、「さくらしいもの」か「さくらしいもん」かということ、最後に形が四角か丸か、ということ、以上の選択肢があるのでお決めいただきたい。</p> <p>市章かひみこちゃんか、というのは、実は「ブランドとは何か」ということに関わることであると思う。市役所としては「桜井市」を売り出したいだろうし、桜井市の権威、役所がお墨付きを与えたのだ、という思いを事務局の意見を聞いていてずっと感じていた。役所としては当然だろう。ところが一般の立場で見たときに、消費者目線で考えると役所がお墨付きを与えたといって、それがどれくらいのもんだ、と思うかもしれない。親しみやすさで言うと、市章よりもひみこちゃんだろう。</p> <p>二つ目は「さくらしいもの」を入れるのか入れないのか。「大和さくらいブランド」という名称は既に決めたもので、インターネットで公表しているので優先すべきだと思う。</p> <p>「さくらしいもの」か「さくらしいもん」はどちらでもいいかと思うが、こちらもお決めいただければと思う。</p> <p>最後に形を四角か丸にするかについても決めていただければと思う。</p> <p>では、初めに市章にするかひみこちゃんにするかについてはいかがか。</p>
ト部副委員長	ひみこちゃんがいいと思う。
テリー委員	同感である。
林委員	「大和さくらいブランド」ひみこちゃん、がいいと思う。従って「さくらしいもの」は削除するのがいいと思う。
堀井委員長	字も丸くすると。
ト部副委員長	丸で囲むかどうかということもある。
堀井委員長	どうしても「さくらしいもの」を入れたほうがいいという人はいるか。
渡邊委員	「さくらしいもの」はいいもの、「さくらしいもん」は、もんを使う場合は「ええもん」となる。
林委員	「さくらしいもの」を入れるかどうかだ。
渡邊委員	あまりごちゃごちゃするのもどうかと思う。
テリー委員	ひみこちゃんのポーズも考えるべきだ。
堀井委員長	「どうぞ」と歓迎しているポーズがいいと思う。 本日の議論が落ち着くところに来たが、事務局はいかがか。
事務局	字体はどのようにすればよいか。
谷奥委員	提示されている市章のデザインで使われている字体は上品でいいと思う。また、「大和さくらいブランド」の字を大きくして「ひみこちゃん」の字を小さくしたらどうか。「大和さくらいブランド」を下に配置するには「ひみこちゃん」の字を削除したらどうか。上に「大和さくらいブランド」とするのであれば、下部に「ひみこちゃん」を小さく入れたらいいと思う。
事務局	「ひみこちゃん」で歓迎のポーズを使う、ということによろしいか。

堀井委員長	字体はなんでもよいが、「大和さくらいブランド」が目立つようにしていただければと思う。
林委員	参考までに、奈良県で作ったシールをお持ちする。
堀井委員長	では全員一致で、「ひみこちゃん」で歓迎のポーズを使うということでのよろしいか。形は丸か四角かというところはいかがか。
テリー委員	和歌山の例を見れば四角もインパクトがあってよいと思う。これはこれで見やすいのかもしれない。
谷奥委員	輪郭は入れないとぼやけるように思う。
堀井委員長	丸か四角かというところはいかがか。
谷奥委員	丸のほうが入れやすいのではないか。
ト部副委員長	今の意見で再度作成願う。
事務局	全体を丸の中に入れて、大和さくらいブランドの字を少し大きくしてイラストの下にひみこちゃんと小さくいれるということでのよろしいか。
堀井委員長	出来上がったものは後で委員に送付いただくということをお願いする。続いて資料3の認定基準について事務局より説明願う。
事務局	資料3について、桜井市のブランド認定審査基準として大きく5つ挙げさせていただいた。認定にかかる統一基準ということで、1. 独自性・優位性、2. 伝統的技法・製法、3. 品質、4. 物語性、5. 市場性・経済性・将来性である。こうした視点から申請された産品を認定していきたいと考えている。こうした項目を数値化して採点し、合計得点によって決定するとしているが、ここに最低点を設けるかどうかについてご意見をいただきたい。次に個別産品で基準を作る場合、こちらの委員会にて定めていただくということとさせていただいている。各項目の具体的に審査いただくための視点を別表に挙げさせていただいた。この視点についてもご意見をいただきたい。
堀井委員長	ご意見いかがか。 ただいまのご説明にあった統一基準がすべての産品に適応されるが必要のあるもの、例えば素麺などは別途個別基準を定めるということか。
事務局	その通りである。
堀井委員長	また採点にあたっては、C以上のものをよしとし、D、Eのものを不可とするということか。
事務局	D、Eのものを不可とするということでのよいかどうかも含めてお決めいただきたい。
堀井委員長	認定取り消し条項は入れなくてよいか。いったんは認定したが問題があり消費者からクレームが来たときに認定を取り消すという条項を入れなくてよいか。
事務局	前回お示しした事業実施要領第16条に認定の取り消しの項目を設けており、いったん認めたものであっても認定基準に適合しなくなった場合は市長が

	認定を取り消すことができると定めている。
堀井委員長	では、これに適合しなくなったという項目が必要なので、統一基準のいずれかに当てはまらない場合は採点をし直すということか。認定取り消しを行う際には何かがD以下であるとの判定を行わなければならない。合格を決める際にも不合格を決める際にもこの項目を用いる、ということになる。
事務局	この1から5の項目に適合しなくなったとの項目をひとつ増やすということではよいか。
堀井委員長	書き方はこだわらないが、そうしたことができるようにしたほうがよい。
事務局	同じペーパーを用いてそれも採点できるようにすればよいか。
堀井委員長	その通りである。 ト部委員、商工会の業者側からこれを見たときどのように思われるか。
ト部副委員長	厳しく地域に限定した形になるので、申請できるかどうかということを考えてもらうと思う。
林委員	ト部副委員長がおっしゃるように歯止めを作っておかないと、認定してから問題が起こったら困るので、基準に違反した場合は即刻認定を取り消す、ということが必要だ。
谷奥委員	第16条にそれについては記載がある。
堀井委員長	審査で落とす項目がこの基準表の項目となるが、例えば、1. 独自性・優位性にいろいろと書いてあるが、こちらは適合するがこちらは適合しない、といったことも出てくる。
ト部副委員長	ひとつでも駄目であれば取り消しということか。
堀井委員長	その点が問題である。
谷奥委員	数値化して採点し合否を決めるということは、合格点を決めるのか。
事務局	そのように考えている。
堀井委員長	では、他のところでいい点を取れば、EやDが入っても通る可能性がある。それでよいのか。
事務局	例えば、独自性・優位性のところで6点記載しているが、その6項目のトータルで、1の採点を入れていただく、ということもできる。
堀井委員長	問題は、「こうあればいいね」という項目と「こうでなければならない」という項目が混じっている。例えば、桜井市の自然と恵みに育まれて生まれたものである、については、そうであればいいねと。一方で「衛生管理が適切に行われている」ことについては絶対にそうでなければ困る。必須項目と選択項目とを分けなければ、必須項目で落点を取ったものが合格すると困ることになる。衛生管理が適切だというのは絶対条件である。「顕彰歴があるなど客観的に高い評価を受けている」などはあればよいが、なくてもいいものはいい、ということはある。総合得点ということにするとぐちゃぐちゃになるのではないか。
事務局	必須であれば必ずC以上でなければだめだ、とすることか。
堀井委員長	必須項目を選びだして、それでDを取ったら即刻認定はなし、ということに

	する、というルールを作ればよい。
ト部副委員長	すべてが C 以上でなければならない、ということか。D や E が入ってもよいのか。
堀井委員長	必須項目でなければよい。例えば顕彰歴があるなど客観的に高い評価を受けているといったものは D や E となってもよい。しかし衛生管理などは D は駄目である。
ト部副委員長	では、そういうものを基準から抜いておいたらどうか。
事務局	こちらには必須項目のみを入れ、その視点で見ていただく、ということか。
林委員	これはどこかのものを参考にしたのか、それとも独自で作成したのか。
事務局	いろんな事例を参考にして作成した。
谷奥委員	資料 4 を見ると、「ブランド認定調書」を挙げてもらうということで、その中の項目として用いてどのような商品であるかを書いてもらうということか。
事務局	その通りである。
谷奥委員	それで申請されたものをこの委員会で認定するということか。
事務局	その通りである。
谷奥委員	こんなに項目があれば申請する人は書くことができるのだろうか。
林委員	あくまでも書類審査、事前審査をするということだろう。
事務局	調書のほうは、統一基準の①から⑤の下にそれぞれ枠を設けており、事業者により項目ごとに記入いただくこととしている。その調書と実物のものを見ていただき評価していただくというものだ。
谷奥委員	紙で評価をしていくということか。
事務局	一部分はその通りである。
谷奥委員	事業者には来てもらうのか。
事務局	事業者には来ていただいて審査を行おうと考えている。
渡邊委員	ブランド認定の中に基本的なものを入れないほうがいいのか。一般的な商品として満たしていて当然のものは入れなくてもよいのではないのか。ブランドとして認定するのだから、通常以上のものが出てきて当然なのではないか。基本的なものはないほうがいいのか。
事務局	では、そういうものが出てきた時点で事務局にて判断し、クリアしているものだけを受け取り、それ以上のものについて、委員の皆さまに審査いただくということか
渡邊委員	そうである。
堀井委員長	それでもいいが、何か問題があるものが出てきた場合は事務局で対処し委員会を開催する必要がなくなる。委員会を開いて取り消すという判断をしなくてもよいということになる。認定取り消しも事務局一任、となってしまう。
林委員	事務局としては何点くらい申請があると想定しているのか。
事務局	わからない。ただ、今ご議論あった中で、書類に不備がある場合は別にして、

	きちんと提出された申請品に対して事務局で却下することはできないので、いずれにしても委員会を開催しご判断いただく必要があると考えている。
林委員	はじめから制約をかけずにまずは申請していただくという姿勢を取り、上から目線ではなく下から盛り上げていくという方向に持っていかなければならないと思う。もちろん審査は厳しくするべきだが、皆が望んでいたものが申請にあがってきた、となるようにして成果を上げることが重要だと思う。
ト部副委員長	また、事務局そのものが、市内の産品をある程度ピックアップすべきではないか。
事務局	そのようにさせていただきたいと考えている。
谷奥委員	品質については既に商品として出回っているものであるため、製造業者に責任があり、聞く必要はあるのか。ブランドとしてふさわしいかどうかを認定するだけではないのか。
仲出代理	堅苦しいことを言って出てこなければ意味がない。
谷奥委員	さくらいブランドのシールを貼ったほうが売りやすくなると思った人が応募してくれるのではないか。
仲出代理	品質はクリアしている商品が出てくるという解釈のほうがいいのではないか。
事務局	市場にあまり出回っていない商品もあるのではないかとということがあり、品質に関する項目はあったほうがいいのではないかと考えている。
谷奥委員	こうした項目を設けることで、菓子等を新たに開発しようか、という業者も出てくるのではないか。
堀井委員長	認定基準採点表は公開するのか。
事務局	公開しない予定である。
堀井委員長	今日は、採点表で挙げられた項目に番号をふって、このなかのうちでDまたはEとなれば不可とするという項目を決めてその一文を入れる、ということまでを決定し、審査基準の表現については次回審査会までに意見があれば言っていただくということでしょうか。
事務局	それで結構である。
堀井委員長	では本日は、採点表をA・B・Cで行うが、D、Eとなれば不可とする項目を決めなければならない。募集するときはなるべくやさしい表現を用いていただければと思う。これでよければ、項目をナンバリングして、D、Eとなれば不可とするという項目を後ほどひとくくりにしていただくと、また不要な項目があればご意見をいただくということで、各委員に再度持ち帰って検討いただきたいと思う。資料4の募集チラシについて説明願う。
事務局	スケジュールを参考にしながら見ていただきたい。資料4にお示したような募集チラシを作成印刷し募集を行っていきたいが、チラシに掲載する項目を

	ご確認いただきたい。まずは、ブランドロゴを入れ、事業の目的、募集期間、認定対象品、申請可能な方、申請時の必要書類、審査基準、問合せ先、以上7つの項目をチラシの内容に入れさせていただいている。以上についてご議論よろしくをお願いしたい。
林委員	募集する際、堅苦しくて申請しがたいものよりも、ハードルを低くして、これなら一度申請しようかと思わせるような募集方法をお願いしたい。ただし、申請品でも推奨できない品物もあるかと思うが、そうしたものも申請できるような雰囲気を作っていただきたい。
谷奥委員	おっしゃる通りで、応募の際はハードルを低くして審査基準でふるいにかけてよと思う。
堀井委員長	気になるのが、2. 伝統的技法・製法で、そういうものがあればよいが新しく開発するものはない。
谷奥委員	新製品を採点で評価できなくなる。
堀井委員長	伝統的技法もいいが、それでなくてもよい。このように書くと、新製品製造者は申請できない、となってしまう。
谷奥委員	提示された5項目すべてを満たさなくてもよいのではないか。そうしたことも記載しなければ、このまま読むと全てを満たさなくてはならないように感じてしまう人も出てくるだろう。
林委員	市広報に掲載するのか。
事務局	記事ではなくチラシの折り込みを行う。
堀井委員長	審査基準のところで、「次の要件を共通基準とします」とあるが、これでは硬い。やわらかくするとすれば、「桜井の資源特性を生かし、桜井らしさの個性と魅力をもった産品を大和さくらいブランドとして認定しますのでふるってご応募ください。」とすればいい。また、「応募にふさわしい商品」として、「独自性のあるもの」「伝統的技法のあるもの」「品質の高いもの」「物語性のあるもの」「市場性・経済性・将来性のあるもの」などをおおいに歓迎します、として、「いらっしやいモード」で呼びかけるのがよい。
林委員	「審査するぞ」ではなく、「来てください」という姿勢がよい。
堀井委員長	おおいに歓迎するという雰囲気を出すのがよい。
林委員	「歓迎しますよ」というスタンスで行うのがよい。
ト部副委員長	さきほども出たが、伝統的技法など全てにあてはまらなければならないのかといったようなイメージを与えてはならない。
事務局	なるべく文字を減らすよう努める。ただ、1から5といった内容を審査しますという内容は必要にならないだろうか。
堀井委員長	書き方が重要で、かつ必ずそうでなければならぬと思わせてはいけない。だから、「次の点を考慮して審査委員会にかけます」といったような内容にしたらどうか。
林委員	項目を書き出すと硬くなるので、なるべくフリーで出してもらい、委員会で審査をしてふるいにかけて、審査結果を送付すればよい。「こういう審査をする」

	と言って募集すると硬くなってしまう。
テリー委員	審査基準という言葉自体がかなり硬いものだ。ブランドイメージ、募集、等にしておいて、間口は広くやわらかいほうがいいのではないか。審査されるものが委縮して面白いものが出てこないという意味がない。
林委員	そのあたりを加味して作成願う。
谷奥委員	項目が1から5まであるが、1、2、4は桜井にちなんだ事項なので、これらのうちなにかが含まれていて、そこに品質や市場性があるかどうかとしたらどうだろうか。5項目全てとなると難しいように思う。
堀井委員長	この順番を変えたほうがよいかもしいない。
事務局	独自性、伝統的製法、物語性として品質、市場性の順にするというのかいがかか。
谷奥委員	当然品質や市場性は重要である。また、1、2、4のうちどれかを満たす必要があるのではないか。
岩城委員	同様に考えるが、まずは品質が最初になるのではないか。
谷奥委員	まず、「桜井らしさ」ということで、1、2、4が来るのかと思う。
岩城委員	品質が確保されていて、独自性、伝統的製法、物語性のどれかがある、という順序ではないか。
堀井委員長	2は1に入れてはどうか。2だけ独立させる必要があるのだろうか。
事務局	2の伝統的製法は非常に重い感じがする。
テリー委員	素麺以外にはないように思う。
ト部副委員長	あまり重いと申請をやめようということになってしまう。
事務局	それでは、1番目に「独自性・優位性」、2番目に②と④を合わせて「物語性・伝統性」、3番目に「品質」、4番目に「市場性・経済性・将来性」としチラシに掲載する。
堀井委員長	審査委員会を開くこと、(チラシ案の)①、③、④、⑤の視点を考慮して審査することをきちんと(チラシに)記載いただきたい。
事務局	これまでのご議論をまとめ、募集チラシ(案)を作成し、ロゴマークとともに委員の皆さまに後日ご送付し、ご確認願う。また、募集チラシを完成させ広報に折り込むまで時間的余裕が無いので、短い期間で確認いただくことになると思うがよろしく願います。
堀井委員長	「次第 5. その他」について事務局から何か無いかな？
事務局	本日お配りしている「実施要領(案)」をご覧いただきたい。第3条の網掛けしている但し書きのご確認である。そうめん等を想定しているが、一次産品を除き、生産等については本市の区域外であっても「大和さくらいブランド」に募集できるとして良いかどうかもう一度確認したい。
堀井委員長	前回の会議までに、募集できるとし、委員会ですでに了承済みの事項だと認識している。

事務局	重要な部分であるので、再度確認させていただいた。 委員会での了承済み事項なので、要領第3条に但し書きを残して募集する。
堀井委員長	事務局から他に何か無いか？
事務局	次回の会議について、日程をご確認いただきたい。 事務局案は、9月30日（水）15時からとしたいがいかがか？
堀井委員長	特に問題が無いようなので、次回会議は、9月30日15時からとしたい。 場所は、どこになるか？
事務局	本庁4階 第1委員会室でお願いしたい。 後日、次回会議前に委員の皆さまに文書にて案内通知を送付する。 予定では、次回会議の日が募集の最終日になるので、申請品も出そろっていると想定され、今回は、審査基準、特に個別基準についてご議論いただきたいと考えている。
堀井委員長	長時間にわたるご議論に感謝する。これにて閉会する。